

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【公表番号】特表2019-525519(P2019-525519A)
 【公表日】令和1年9月5日(2019.9.5)
 【年通号数】公開・登録公報2019-036
 【出願番号】特願2018-563664(P2018-563664)
 【国際特許分類】

H 0 4 L 9/08 (2006.01)
 G 0 6 F 21/31 (2013.01)
 G 0 6 F 21/62 (2013.01)

【 F I 】

H 0 4 L 9/00 6 0 1 B
 H 0 4 L 9/00 6 0 1 F
 G 0 6 F 21/31
 G 0 6 F 21/62 3 1 8

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月6日(2020.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

公開鍵インフラストラクチャ(PKI: public key infrastructure)スキームのコンテキストにおける秘密鍵の使用を制御するための方法であり、
 仮想スマートカードにそれぞれ割り当てられている複数の秘密鍵を、仮想スマートカードサーバ(VSS: virtual smart card server)に対してのみアクセス可能な安心なデータストアに格納すること、

前記VSSからリモートされたクライアントコンピュータマシンにおけるシステムレベルエージェントを使用して、前記VSSにおける前記クライアントコンピュータマシンのマシン認証プロトコルを開始し、信頼されたコンピュータシステムとして前記VSSに対する前記クライアントコンピュータマシンを確立すること、

前記クライアントコンピュータマシンのユーザレベルエージェントで秘密鍵操作の要求を受信したことに応答して、ユーザからユーザ認証情報を取得すること、

前記ユーザが前記ユーザ認証情報に基づいて認証されるに先だって前記ユーザレベルエージェントに前記システムレベルエージェントと交渉させて前記VSSから前記秘密鍵操作を許可するクッキーを取得させること、

前記ユーザレベルエージェントから前記VSSへの秘密鍵オペレーションの要求を開始すること、

前記要求の一部として、前記ユーザ認証情報および前記クッキーを前記ユーザレベルエージェントから前記VSSに通信すること、

前記要求に応答して、少なくとも前記ユーザに発行された前記仮想スマートカードの一つに割り当てられた秘密鍵を使用して、前記ユーザレベルエージェントによって要求された秘密鍵オペレーションを前記VSSで選択的に実行することを含む、方法。

【請求項2】

前記秘密鍵オペレーションの結果を前記VSSから前記ユーザレベルエージェントに通

信することをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記秘密鍵オペレーションの結果を前記クライアントコンピュータマシン上で実行されるアプリケーションプログラムに提供することをさらに含む、請求項 2 に記載の方法。

【請求項 4】

前記クライアントコンピュータマシン上で実行されるアプリケーションプログラムから、前記ユーザレベルエージェントにおける前記秘密鍵オペレーションの要求を受信することをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記 V S S における前記クッキーの使用を制限し、前記クッキーが前記秘密鍵オペレーションの実行を可能にするために前記 V S S において一回だけ有効であるようにすることをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記 V S S に通信された署名済みデータまたは復号済みデータの安全なハッシュを生成することを含むために、前記 V S S において実行される前記秘密鍵オペレーションを選択することをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

前記ユーザ認証情報が、パスワード、ユーザバイオメトリックデータおよび物理的なスマートカードから得られるデータからなる群から選択される一つまたは複数の要素からなる、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記方法は、バイオメトリックデータキャプチャデバイスおよびスマートカードリーダーデバイスのうちの少なくとも一つを使用することによって、前記ユーザ認証情報をキャプチャすることをさらに含む、請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

前記ユーザレベルエージェント、前記システムレベルエージェントおよび前記 V S S において、使用が要求されている特定の秘密鍵に従って決定された所定のセキュリティポリシーを選択的に適用することをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

秘密鍵オペレーションの実行を要求する各アクションに関する情報を、安全なデータログにおいて前記 V S S に記録することをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 11】

公開鍵インフラストラクチャ (PKI: public key infrastructure) スキームのコンテキストにおける秘密鍵の使用を制御するための方法であり、仮想スマートカードにそれぞれ割り当てられている複数の秘密鍵を、仮想スマートカードサーバ (VSS: virtual smart card server) に対してのみアクセス可能な安心なデータストアに格納すること、

信頼されたコンピュータシステムとして前記 V S S からリモートされたクライアントコンピュータマシンを確立するための要求であって、予め定められたマシン認証プロトコルに従って前記クライアントコンピュータマシンにおけるシステムレベルエージェントによって開始される前記要求を前記 V S S において受信すること、

前記クライアントコンピュータマシンのユーザが認証されるに先だってクッキーの要求を前記システムレベルエージェントから前記 V S S において受信すること、

要求されたクッキーを前記システムレベルエージェントに提供すること、

前記 V S S において、ユーザレベルエージェントから、前記クッキーと前記ユーザから前記ユーザレベルエージェントによって取得された選択されたユーザ認証情報とが一部を構成する秘密鍵オペレーションのための要求を受信すること、

前記要求に回答して、少なくとも前記ユーザに発行された前記仮想スマートカードの一つに割り当てられた秘密鍵を使用することによって、前記ユーザレベルエージェントによって要求された前記秘密鍵オペレーションを前記 V S S で選択的に実行することを含む、

方法。

【請求項 1 2】

複数の仮想スマートカードにそれぞれ関連付けられたコンテンツへのアクセスを制御する仮想スマートカードサーバ (VSS: virtual smart card server) を備える第 1 のコンピュータマシンと、

前記 VSS から遠隔に配置された一または複数の第 2 のコンピュータマシンであって、おのものが、信頼されるコンピュータシステムとして前記 VSS にクライアントコンピュータマシンを確立するために、前記 VSS にクライアントコンピュータマシンのマシン認証プロトコルを開始するシステムレベルエージェントを含むクライアントコンピュータシステムを備える、前記第 2 のコンピュータマシンと、

前記クライアントコンピュータマシンの少なくとも一つのアプリケーションプログラムによって開始される仮想スマートカードオペレーションの要求を受信する、前記クライアントコンピュータシステムにおけるユーザレベルエージェントと、

を含み、

前記ユーザレベルエージェントは前記要求に応答して、前記クライアントコンピュータシステムに、

前記クライアントコンピュータシステムのユーザから、前記仮想スマートカードオペレーションの使用を許可するのに必要なユーザ認証情報を取得させ、

前記ユーザが前記ユーザ認証情報に基づいて認証されるに先だって、前記システムレベルエージェントと交渉して、前記 VSS からクッキーを取得し、

前記仮想スマートカードオペレーションを実行するための前記 VSS への要求を開始し

、
前記要求の一部として前記ユーザ認証情報および前記クッキーを前記 VSS に通信し、
前記 VSS は、要求された仮想スマートカードオペレーションに適用可能なセキュリティポリシーが満たされる場合、仮想スマートカードオペレーションを選択的に実行することによって前記要求に応答する、仮想スマートカードシステム。

【請求項 1 3】

前記 VSS は、前記仮想スマートカードオペレーションの結果を前記ユーザレベルエージェントに通信するように構成される、請求項 1 2 に記載の仮想スマートカードシステム。

【請求項 1 4】

前記ユーザレベルエージェントは、前記仮想スマートカードオペレーションの結果を、前記仮想スマートカードオペレーションの要求を開始した前記アプリケーションプログラムに提供するように構成される、請求項 1 3 に記載の仮想スマートカードシステム。

【請求項 1 5】

前記 VSS は、前記クッキーが前記 VSS における単一の仮想スマートカードオペレーションに対してのみ有効であるように構成される、請求項 1 2 に記載の仮想スマートカードシステム。

【請求項 1 6】

前記仮想スマートカードオペレーションは前記 VSS で実行される秘密鍵オペレーションであり、前記 VSS は前記 VSS に通信された署名済みデータまたは復号済みデータの安全なハッシュを生成するように構成される、請求項 1 2 に記載の仮想スマートカードシステム。

【請求項 1 7】

前記ユーザ認証情報は、パスワード、ユーザバイOMETリックデータおよび物理的なスマートカードから得られるデータからなる群から選択される一または複数の要素からなる、請求項 1 2 に記載の仮想スマートカードシステム。

【請求項 1 8】

前記クライアントコンピュータシステムは、バイOMETリックデータキャプチャデバイスおよびスマートカードリーダーデバイスのうちの少なくとも一つを使用することによって

、前記ユーザ認証情報をキャプチャするように構成される、請求項 17 に記載の仮想スマートカードシステム。

【請求項 19】

前記ユーザレベルエージェント、前記システムレベルエージェントおよび前記 VSS の各々は、使用が要求されている特定の仮想スマートカードに従って決定された所定のセキュリティポリシーを選択的に適用するように構成される、請求項 12 に記載の仮想スマートカードシステム。

【請求項 20】

前記 VSS は、仮想スマートカードオペレーションに対する各要求に関連する複数のイベントに関する情報をデータログに記録するように構成される、請求項 12 に記載の仮想スマートカードシステム。